

議案第45号

南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年9月6日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

津嘉山地域振興資料館の建設に伴い、平成29年3月28日付けで沖縄県知事に南風原町立津嘉山地区公民館の財産処分について報告し、平成29年4月24日付けで沖縄県教育委員会より文部科学大臣に同施設の財産処分を認める副申がされ、同施設を解体処分したことにより条例を廃止する必要があるため提案する。

南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

南風原町立津嘉山地区公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年南風原町条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。